## 島根県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、島根県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 社団法人島根県警備業協会(以下「協会」という。)の社会的公共性を認識し、警察及び関係機関・団体との緊密な連携によって、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)による各種不法・不当な行為を排除するとともに、事件・事故を未然に防止し、もって適正な警備業務を提供することにより、警備業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(活動)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 関係機関・団体との情報交換、研究及び研修
  - (2) 警備業務に係る暴力的不当要求行為の排除
  - (3) 警察の暴力排除に対する協力
  - (4) 暴力団等反社会的勢力を排除するための広報啓発活動
  - (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、協会員をもって構成する。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1 名
  - (2)副会長 2 名
  - (3) 幹 事 若干名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、協会会長をもって充てる。
  - 2 福会長は、協会副会長をもって充てる。
  - 3 幹事は、協会理事をもって充てる。

(役員の任務)

- 第7条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
  - 2 福会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副 会長がその職務を代理する。
  - 3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務を執行する。

(顧問)

- 第8条 協議会に顧問を置くことができる。
  - 2 会長は、次の職にある者を顧問に委嘱するものとする。
    - (1) 島根県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
    - (2) 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課長
  - 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べること ができる。

(会議)

- 第9条 会議は、全体及び役員会とする。
  - 2 全体会は、原則として年1回開催する。
  - 3 全体会は、会員全員の同意をもって構成し、会長が招集し主宰する。
  - 4 全体会は、会則の変更、活動方針その他重要な事項を決定する。
  - 5 役員会は、協議会の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
  - 6 役員会は、全体会に付議する事項及び会務の執行、協議会の運営等に関する事項 を審議する。
  - 7 会長は、必要があると認めるときは、会議に顧問及び会員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の会員及び会議に出席した者は、協議会に関して知りえた秘密を、他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、協会事務局に置く。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、特に必要と認める事項については、役員会の承認を得て会長が定める。

附則

この会則は、平成21年6月1日から施行する。